

避難勧告などの発令基準

活用情報

- 洪水の場合 白石川、斎川の水位観測データ
- 土砂災害の場合 ①土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して県と気象庁が共同で発表する防災情報です。
- ②土砂災害危険度情報 土砂災害警戒情報を補足する情報として県が発表します。5 km四方の領域（メッシュ）毎に土砂災害の危険性を注意・警戒・危険レベルの3段階で表示、3時間先まで予測します（10ページ参照）。

対象区域

- 洪水の場合 「白石川」「斎川」「天津沢川」の浸水想定区域
- 土砂災害の場合 土砂災害危険度図で警戒レベル・危険レベルの自治会単位の地域

主な判断基準

種類	洪水の場合	土砂災害の場合
避難準備情報	①水位が「避難判断水位」に達し、さらに非常に激しい雨が降り続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②河川の堤防等に漏水等が発見されたとき。	①大雨警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。
避難勧告	①水位が「氾濫危険水位」に達したとき。 ②短時間大雨情報(100mm/h)が発表されたとき。 ③河川の堤防等に異常な漏水が発見されたとき。	①土砂災害警戒情報発表の後、災害の拡大が予測され（危険レベルを2時間以上連続で超過することが予測される場合）、事前に立ち退き避難を要すると判断されるとき。
避難指示	①河川の越水を確認したとき。 ②破堤につながるような大量の漏水、亀裂等が発見したとき。	①災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に立ち退き避難を要すると認められるとき。 ②土砂災害の前兆現象が確認されたとき。

※白石川、斎川、天津沢川以外の河川については、消防団の巡回、通報等に基づき必要と判断したときは、特定の世帯に避難勧告等を発令します。

洪水予報の基準水位



※白石川（洪水予報指定河川）の洪水予報は、気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/>）で閲覧できます。

災害から身を守るために

— 風水害における避難勧告等判断・伝達マニュアルを策定しました —

近年、降雨が長期化したり、短時間で局地的に猛烈な雨（ゲリラ豪雨）が降る現象が全国各地で発生しています。その影響により、過去に経験したことがないような洪水や土砂災害などの自然災害によって、毎年多くの尊い生命が奪われています。災害から身を守るためには、行政的確・迅速な避難情報の発信と、住民の迅速・円滑な避難行動が求められています。これらを踏まえ、市では、「風水害における避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定し、9月1日から運用を開始しました。このマニュアルは、今年4月に国で示した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考として、どのような状況において、どの地域に対して避難勧告等を発令すべきかなどの判断基準や、避難に関する情報をどのような方法で発信すべきかなどの具体的な考え方をとりまとめたものです。今回は、その概要をお知らせいたします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

生活環境課（交通防災係） ☎22-1452

<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/section/seikatsu/etc/bousai.html>

避難情報の正しい理解を

台風や大雨などによる洪水や土砂災害などによる災害が発生したとき、あるいは発生する恐れがあるときには、市町村長は住民の生命を守るために避難勧告や避難指示を発令することができます（災害対策基本法）。

気象庁や県などから発表される情報（大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害危険度情報など）をもとに、災害の状況に応じて総合的に判断しながら、市内に被害の発生が予想される場合には、市が避難勧告などの避難情報を発令します。

第1段階 避難準備情報

- 状況 人的被害の発生する可能性が高まっている状況
- 必要な行動 家族への連絡、非常用持ち出し品の用意などの避難準備
（避難に時間がかかる高齢者などの避難行動要支援者は避難行動を開始）

第2段階 避難勧告

- 状況 人的被害の発生する可能性が明らかに高まっている状況
- 必要な行動 避難所への避難
（避難所への移動が危険と判断したときは、自宅で高いところに避難する）

第3段階 避難指示

- 状況 前兆現象の発生や切迫した状況、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された、または人的被害が発生した状況
- 必要な行動 直ちに避難、避難する時間がない場合は生命を守る最低限の行動
（避難所への移動が危険と判断したときは、自宅で高いところに避難する）

